平成２６年（再イ）第７号

島根県安来市下坂田町117番地６

再生債務者　岩田　勇作

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月３日　　松江地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第２９０号

札幌市厚別区厚別南１丁目５番16―303号

再生債務者　後藤　尚克

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月３日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井385番地96　ハイツ庵２号

再生債務者　吾妻　正崇

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月３日

和歌山地方裁判所新宮支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第５９号

佐賀市嘉瀬町大字扇町2417番地５

再生債務者　倉富ゆうき

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成20年９月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年４月３日

佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第５２号

東京都国分寺市南町１丁目14番37号サンヴェール殿ヶ谷戸104

再生債務者　田中　正博

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年４月３日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号

千葉県八千代市村上南３丁目３番地１　レクセルプラザ村上122号室

再生債務者　木山　博文

１　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年４月23日まで

４　一般異議申述期間　平成27年５月７日から平成27年５月21日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第２号

香川県東かがわ市松原527番地１

再生債務者　橋本　宝典

１　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時20分

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年５月１日まで

４　一般異議申述期間　平成27年５月15日から平成27年５月29日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第３号

秋田県湯沢市字前島66番地３

再生債務者　小松　　淳

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月４日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年４月24日まで

平成27年３月20日　秋田地方裁判所横手支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００５４号

東京都渋谷区笹塚１―22―８―103

再生債務者　小野寺博美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１号

兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目７番21―401号

再生債務者　寺嶋　敏男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月１日　神戸地方裁判所尼崎支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　東京新聞

掲載の日付　平成二十七年四月三日

掲載頁　二十七頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年四月十三日

山形県新庄市金沢字谷地田一二八五番地七

（甲）株式会社小松

代表取締役　小松　秀輝

東京都千代田区丸の内一丁目二番一号

（乙）エー・ピー・フォー・エー・ワン株式会社

代表取締役　田辺　憲正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は、平成二十七年四月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十二月九日

掲載頁　二十八頁（号外第二七三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月十三日

福島県郡山市桑野二丁目三〇番三号

（甲）株式会社大番商事

代表取締役　鄭　　重吉

福島県郡山市桑野二丁目三〇番三号

（乙）大番実業有限会社

代表取締役　林　　秀雄

合併公告

左記会社は合併して甲はZの権利義務全部を承継して存続しZは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.just-fashion.co.jp/public/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年二月十二日

掲載頁　九十二頁（号外第三十一号）

平成二十七年四月十三日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三〇号

（甲）ジャスト株式会社

代表取締役　眞野　乘史

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三〇号

（乙）ジャスト販売株式会社

代表取締役　眞野　乘史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月十三日

札幌市厚別区厚別北四条五丁目一八番一七号

ＴＦコーポレーション合同会社

代表社員　田村　朋美